

# 令和2年度 新潟市健康経営チャレンジ支援事業「健康づくりコース」業務 プロポーザル実施要領

## 1 業務名

令和2年度 新潟市健康経営チャレンジ支援事業「健康づくりコース」業務

## 2 目的

働き盛り世代の健康づくり推進に向け、事業所等の健康課題の把握や医療専門職を派遣し従業員へ効果的な働きかけを行うことで、事業所における健康経営の取組を支援するため、関連業務について委託するもの。

## 3 業務内容

別添「令和2年度 新潟市健康経営チャレンジ支援事業「健康づくりコース」業務 仕様書」のとおりとする。ただし、契約前に協議によって、その一部を変更することがある。

## 4 委託期間

契約日から令和3年3月31日

## 5 提案上限金額

2,890,000円（消費税及び地方消費税別）

## 6 提案者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）に該当しない者であること。
- (2) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等があり、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書に基づく要件に対応できる者であること。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと。

## 7 提案事業者の選定

本企画提案は「公募型プロポーザル方式」とし、提案内容、見積金額等による総合評価とする。なお、審査は書類審査のみとし、選定委員会にて行う。

## 8 提案競技の日程

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) プロポーザル実施通知 | 令和2年6月30日(火)        |
| (2) 質問提出期限     | 令和2年7月7日(火) 午後4時必着  |
| (3) 質問回答       | 令和2年7月9日(木)         |
| (4) 参加申請書提出期限  | 令和2年7月14日(火) 午後4時必着 |
| (5) 提案書提出期限    | 令和2年7月28日(火) 正午必着   |
| (6) 選定委員会      | 令和2年7月31日(金)        |
| (7) 審査結果通知     | 令和2年8月3日(月)         |

## 9 参加申請の手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申請書」(様式1)、「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」(様式2)に代表者印を押印の上、提出すること。

### (1) 提出期限及び提出方法

令和2年7月14日(火) 午後4時までに上記書類を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

### (2) 辞退

参加申請書提出後に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式3)を提出すること。提出期限は令和2年7月21日(火) 午後4時までとする。

## 10 提案競技に係る質問・回答

本提案競技に係る質問については、質問書を提出することができる。ただし、電話及び直接来庁による質問には応じることはできない。

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 質問書  | : 質問書(様式4)による。質問内容は簡潔に記述すること        |
| (2) 提出期限 | : 令和2年7月7日(火) 午後4時必着                |
| (3) 提出方法 | : E-mail、FAXのいずれか                   |
| (4) 回答方法 | : 令和2年7月9日(木) までに新潟市ホームページで回答を公開する。 |

## 11 提案書の提出について(見積書を含む)

- |                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 提案書         | : 様式5~10を使用すること。(正1部のみ代表者印要)    |
| (2) 提出部数        | : 正1部、副6部(そのうち5部は様式7~9のみで可)     |
| (3) 提出期限        | : 令和2年7月28日(火) 正午必着             |
| (4) 提出方法        | : 持参、書留郵便による郵送のいずれか。            |
| (5) 提案書提出に係る留意点 |                                 |
|                 | ※電送による提出は受理しない                  |
|                 | ※提出する提案は1社1案とし、提出後の追加及び変更は認めない。 |

## 12 提案書の作成要領(見積書を含む)

- |  |
|--|
| (1) 各様式の説明に従い、必要事項を記入すること。   |
| (2) 提案様式以外の書類については受理しない。ただし、課題についてサンプル等イメージしやすい資料がある場合、資料がある旨を紙面に記載した上で、補足資料として添付することも可能とする。 |
| (3) 見積書(様式10)には、本業務委託に係る合計金額を記載した上で、内訳書を添付すること。  |

(4) 客観的な評価を確保するため、様式7～9には社名及びそれを判断できる記述はしないこと。

### 1.3 審査基準

評価項目	内容	配点 (合計100点)	
業務実績	・過去の類似業務の実績が豊富か	10点	
実施体制	・業務の実施体制が充実しているか	10点	
提案内容	・事業所に対し、健康経営についての重要性を認識させる内容であるか	30点	
	・新潟市健康づくり推進基本計画（第3次）の分野別目標を達成でき、参加者の興味を引くとともに、行動変容を促せる内容であるか	30点	
	・自由提案にあたり、魅力的かつ実行性のある内容であるか	10点	
見積金額	・見積金額が妥当であるか	10点	
加点項目	採点基準	確認書類	加 点
健康経営を推進する取組	新潟市健康経営認定企業に認定されている	認定証の写し	ゴールド 10点 シルバー 6点 ブロンズ 2点
	ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証を取得している	認定証の写し	1点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（従業員100人以下）が策定し、労働局に提出している。	計画届の写し	いずれかに該当する場合1点
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。	認定証の写し	
	厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍推進宣言している。	ホームページの宣言企業詳細画面の写し	
	新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している	登録証の写し	
	過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。	申請書及び許可証の写しなど	
	役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が30%以上である	確認できる書類	
	女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」を受けている	認定証の写し	
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）が策定し、労働局に提出している	計画届の写し	
新潟市働きやすい職場づくり推進企業として表彰されている	受賞決定通知および表彰状の写しなど		

### 1.4 審査結果の通知について

各提案者に対して審査結果を文書にて通知する。なお、審査結果の説明については受け付けない。

## 1 5 契約

### (1) 契約方法

ア 本市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。

イ 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

ウ 締結交渉の結果、合意に至った場合は委託業務契約を締結する。

エ 契約手続きは、「新潟市契約規則」に定めるところによる。

オ 本市は、契約締結後においても、受託者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができるものとする。

### (2) 提案内容の実現と経費

提案内容の実現にかかる追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこと。

### (3) 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得たときは、この限りではない。

### (4) 契約保証金

「新潟市契約規則」第34条に定めるところとする。

### (5) 契約締結後の留意事項

契約時における仕様は、仕様書及び提案書に基づき決定するが、本市と最優秀提案者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

## 1 6 提案者の失格

次のいずれかに該当したものは、失格とする。

(1) 「6 提案者の参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

(2) 提案書提出期限に遅れた者

(3) 参加申請書を提出した日から選定委員会において選定が終了するまでの間に選定委員又は事務局に不正な接触を行った者

(4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書の作成要領に違反する表現をした者

(5) 提案上限金額を超える見積り金額を提案した者

## 1 7 その他

(1) 提案書等の作成にかかる費用については提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書、デザイン等について、提案を行った者に無断で使用はしない。

(3) 提出されたすべての提案書は返却しない。

(4) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。

(5) 再委託をする場合は、できるだけ市内事業者を活用するよう努めること。

## 1 8 各種資料提出先

新潟市保健所健康増進課

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3-11 新潟市総合保健医療センター2階

FAX: 025-246-5671

E-mail: kenkozoshin@city.niigata.lg.jp